

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 駐留軍用地跡地内の土地の取得の円滑化のための措置

一 特定駐留軍用地跡地の指定

1 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申出に基づき、アメリカ合衆国から返還されることにより特定駐留軍用地でなくなると見込まれる土地であつて、その跡地の利用の推進に必要な公共用地を確保するためその区域内における公有地の計画的な拡大が引き続き必要と認められるものを特定駐留軍用地跡地として指定するものとする。 (第十八条の二第一項関係)

2 沖縄県知事は、1の申出をしようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならないものとする。 (第十八条の二第二項関係)

3 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地跡地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならないものとする。 (第十八条の二第三項関係)

4 特定駐留軍用地跡地の指定は、当該指定を受けた土地が特定駐留軍用地でなくなった時から、その

効力を生ずるものとする。 (第十八条の二第四項関係)

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、沖縄県知事の申出に基づき、遅滞なく、

特定駐留軍用地跡地の指定を解除し、又はその区域を縮小するものとする。 (第十八条の二第五

項関係)

6 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地跡地内の全ての土地が当該土地の所有者等に引き渡された場合には、直ちに、その指定を解除するものとする。 (第十八条の二第六項関係)

7 内閣総理大臣は、一の特定駐留軍用地が段階的にアメリカ合衆国から返還される場合には、6にかかわらず、当該一の特定駐留軍用地の全部の区域が返還されるまでの間 (返還された区域に係る土地が段階的に特定駐留軍用地跡地の指定を受けた場合にあつては、当該指定を受けた全ての特定駐留軍用地跡地内の全ての土地が当該土地の所有者等に引き渡される時又は当該一の特定駐留軍用地の全部の区域が返還される時のいずれか遅い時までの間) は、特定駐留軍用地跡地の指定の解除をしないことが出来るものとする。 (第十八条の二第七項関係)

8 2及び3は5の特定駐留軍用地跡地の指定の解除及びその区域の縮小について、3は6の特定駐留

軍用地跡地の指定の解除について、それぞれ準用するものとする。 (第十八条の二第八項関係)

二 特定駐留軍用地に関する規定の準用等

1 特定駐留軍用地に関する特定事業の見通し、土地を譲渡しようとする場合の届出義務等、地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出等、土地の買取りの協議、土地の譲渡の制限及び土地の管理の規定は、特定駐留軍用地跡地について準用するものとする。 (第十八条の三第一項関係)

2 特定駐留軍用地について定められた特定事業の見通しは、特定駐留軍用地跡地について定められた特定事業の見通しとみなすものとする。 (第十八条の三第二項関係)

3 その他所要の規定の整備を行うものとする。 (第十八条の三第三項から第五項まで関係)

三 罰則

所要の罰則規定を設けるものとする。 (第三十三条関係)

第二 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。 (附則関係)